　令和７年度　東広島働く人の健康づくりプロジェクト

健康づくり推進事業所認定制度　実施要領

東広島市健康福祉部

医療保健課

令和７年４月１日

１　事業名

東広島働く人の健康づくりプロジェクト　健康づくり推進事業所認定制度

（以下、「認定制度」という。）

２　目的

青壮年期は、仕事や子育てなどが中心の生活であり、自己の健康管理がおろそかになりやすいという特徴がある。また、市民アンケート調査からも、食生活や運動、歯と口のケアなど、生活習慣に多くの課題が見られている。

青壮年期の健康意識向上は、ワーク・ライフ・バランスによる幸福感向上や、次の高齢期の生活機能の維持や疾病予防の点からも重要であり、個人の取組みとともに、働く職場である事業所の健康経営が不可欠と考えられる。

以上のことから認定制度を実施し、事業所による健康経営の推進と青壮年期の健康づくりを支援する。

３　事業内容

（１）「東広島働く人の健康づくりプロジェクト認定事業所（以下、「認定事業所」という。）」の認定

　ア　対象

　　　市内に住所を有し、市税（本市が賦課徴収するものに限る）、消費税及び地方交付税、所得税または法人税の未納がない事業所。

　　　※事業所とは、市内に営業所、事業所、事務所等を有する企業、公益法人、ＮＰＯ法人及び個人事業主。

　イ　方法

　（ｱ）参加登録

・事業所は、医療保健課に登録申請書を提出し、参加登録（エントリー）をする。

（様式第１号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト　健康づくり推進事業所認定制度登録申請書）

　　　　・エントリーした事業所を、「エントリー事業所」という。

・エントリーは、無期限有効とする。

・エントリーは、随時受け付ける

　（ｲ）実施

　　　 エントリー事業所は、「健康づくりポイント（通称：わくまるポイント）（別紙参照）」を参考に、合計５００ポイント以上を目指して健康づくりに取り組む。

・取組み期間：令和７年４月１日から令和８年１月３１日まで。

　（ｳ）報告書の提出

　　　・エントリー事業所は、市へ報告書を提出する。

（様式第２号 健康づくり推進事業所認定制度　取組報告書）

・提出期間：令和８年１月２０日から２月２０日まで

・提出先　：健康福祉部　医療保健課

　（ｴ）審査及び認定

　　　・市が報告内容の審査を行い、「認定事業所」を決定する。

　　　・審査期間：令和８年３月２日から３月３１日。

　（ｵ）「認定証」と「認定マーク」授与

　　　・市は、認定事業所へ「認定証」と「認定マーク」を授与する。

　　　・認定期間中は、「認定マーク」を名刺・チラシ等の印刷などに活用できる。

　　　　・認定日：令和８年４月１日

・認定期間：令和８年４月１日～令和９年３月３１日（１年間）

　　（ｶ）その他

・エントリーの取り消す場合、エントリー事業所は取消届出書を提出する。

（様式第６号 東広島働く人の健康づくりプロジェクト　健康づくり推進事業所認定制度取消申請書）

　　ウ　公表

　　　　・市ホームページ等で「認定事業所」一覧と取組内容等を公表する。

（２）「東広島働く人の健康づくりプロジェクト優良認定事業所（以下、「優良認定事業所」という。）」の認定

　　ア　対象

３年連続「認定事業所」に認定された事業所

　イ　内容

・優良認定事業所表彰式の実施（市長表彰）

　　ウ　公表

　　　　・市ホームページ等で「優良認定事業所」と取組内容等を公表する。

　　　　ただし、「優良認定事業所」の認定後、「認定事業所」の基準を満たさない年度は、「優良認定事業所」として公表しない。

（３）エントリー事業所への健康づくり支援

　ア　対象

　　　エントリー事業所

　イ　内容

　　　・「職場で健康講座」の実施（年２回まで）

　　　・健康づくり情報や資料の提供

　　　・健康課題への相談支援

４　根拠法令等

　　・第３次東広島市健康増進計画

　　　　健康づくりの戦略Ⅱ　健康意識の向上・病気の予防と重症化予防

　　　　　　テーマ３　働く人の健康づくり

　　・第２次東広島市自殺（自死）対策計画  
　　　　自殺（自死）対策の戦略Ⅱ　相談・支援につながる体制づくり

　　　　　　テーマ　悩みやストレスの原因解決・解消に向けた支援（くらしを守る）

　　　　　　（１）多様な相談・支援体制の構築

　　　　　　　　②ライフステージに応じた支援（エ　勤労者・経営者への支援）